■ クラブフォーラム 規定・内規委員会主催「定款細則変更」

千葉西ロータリークラブ細則(改正・重要改正・文言改正箇所のみ抜粋)

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員17名以内より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に 基づいて選挙された9名以内の理事と、会長、会長エレクト、会長ノミニー、副会長(複数名)、幹事、 会計、会場監督(正)、の8名以内の役員である。17名以内の理事、役員は理事会において議事の議決権 を有する。



第3条 理事および役員の選挙

第1節 理事及び役員の選挙

(b) 直前会長は定款 13 条 4 節により役員として就任し副会長の任務も併せて行うものとする。

第4条 役員の任務

第4節 幹事

クラブ執行部門の代表者として、実務上の権限と責任を持つ。クラブ管理に関する実務的事項は、すべて幹事を窓口として処理さ れる。職権上の理事であり、理事会において積極的に発言・助言・勧告する。

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議 事録をつくってこれを保管し、議事録は、当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにする。全会員の人頭分担金および半 期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年 1 月 1 日お よび 7月 1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告と諸種の義務報告をRIに対して行う、この報告書はクラブ会員にも配布開 示しなければならない。毎月の最終例会の後 15 日以内にはクラブ例会の月次出席報告を地区ガバナーに対して行わなければなら ない、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とす る。

第5条 会合

第1節 例会

本クラブ例会は、毎週1回、火曜日12時30分に開催するものとする。

ただし クラブ定款第8条第1節に定められた国民の祝日等で休会にすることがあっても、月最低2回以上、年最低40回以上 は開催しなくてはならない。

特別例会等に関するあらゆる変更・取り消しは理事会で決定する事とする。

第4節 総会等裁決を行う例会の成立

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および採決を伴う例会の定足数とする。

第6条 入会金及び会費

第1節 入会金

入会金は 100,000 円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、本倶楽部の会員として受け入れられた移籍会員、 他クラブに属していた元会員、或いは本倶楽部に再入会する元クラブの会員は 2 度目の入会諸経費の納入は義務づけられないもの とする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとして会員身分を終了したローターアクトには、 入会諸経費の支払いが義務づけられないものとする。

定款・細則の改定の全文は、千葉西ロータリークラブ事務局にございますのでお問い合せ下さい。

なお 1月 31 日(火)の第 1959 回定例会にご欠席の会員様には、事務局より当日配信もしくは郵送させていただいております ので、ご確認ください

■ ==== BOX

- ・山本…大森さん、規定の取りまとめ御苦労さまです。
- 花嶋…久ぶりの出席です。
- ・野口正夫…宜しくお願いします。

本日	総数	対象者	出席	欠席	出席率	Ξ	合 計	次	2月7日(火)
本日の出席	51 _名	46 名	34 g	12名	73.91 %		6,000 = 9 クラ	クラブ奉仕委員会主催 クラブフォーラム	
前々回修正	メーキャップ		欠 席	出席率	В О	累計	ロ グ ラ	12:30点鐘 東天紅	
			1名	7名	83.72 %	Х	857,000 ₪	Ī,	宋八和
広報情報委員会 【委員長】渡邉岳仁【副委員長】賀来 寛【委員】海寶勘一 平良真人									